



国海安第 46 号
平成 25 年 6 月 28 日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局
安全基準課長 平原 祐



船舶検査心得の一部改正について

標記につきまして、船舶設備規程（昭和 9 年逡信省令第 6 号）等に関する船舶検査心得の一部を別添のとおり改正致しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い申し上げます。



平成25年6月
国土交通省
海事局安全基準課

船舶設備規程の一部改正に伴う船舶検査心得の一部改正について

1. 改正の経緯

ILOにおいて採択された2006年の海上の労働に関する条約（以下「海上労働条約」という。）の我が国としての当該条約の締結及び国内法令化の検討結果を踏まえ、海上労働条約の要求を国内的に担保するため船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）について所要の改正を行った。

今般、この改正を受け、船舶検査心得の一部改正を行う。

2. 改正の概要

①海上労働条約の国内担保に係る改正

3-1 船舶設備規程

- ・執務室の設置、衣類戸棚の容量及び便所等からの単独通風等を規定

②一般通信用無線電信等の追加

3-1 船舶設備規程

- ・一般通信用無線電信等として「Isat Phone Pro」及び「Oceana 800」を追加

③その他の改正

2-1-5 船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示

- ・だ頭材及びピントルベアリングのクリアランスを規定

2-3 船舶防火構造規則

- ・階段閉囲の保護に関する防火戸の取扱いを規定

3-2 船舶救命設備規則

- ・特殊目的船コードの適用を明確化

6-1 船舶機関規則

- ・加熱されない潤滑油タンクの空気の取扱いを規定